

資料 2

若年者に対する 職業能力開発施策について

平成 16年 10月 18日
厚生労働省

若年者に対する能力開発施策について (目次)

- 概要 1
- フリーター・無業者の増加 2
- 若者雇用対策の今後の方向性 3
- 主な施策概要 4
- 個人の選択を機能させた
若年者の能力開発施策の拡充 5
- 企業内訓練の推進 6
- 自己啓発の支援 7

若年者に対する職業能力開発施策（概要）

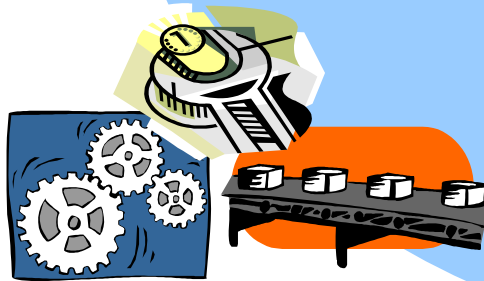
フリーター 21万人
NEET 52万人

勉強も訓練もせず、働いてもない若者

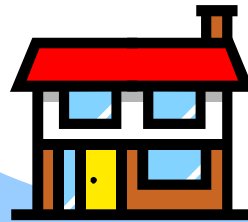


若者自立挑戦プランの着実な実施

若者の働く意欲を引き出す取組



ものづくり立国の推進



若者自立塾 (H17新規要求)



ハローワーク
ジョブカフェ



日本版デュアルシステム等
公共職業訓練の実施

自己啓発実施

キャリア・コンサルティング
の普及促進

職業能力評価制度の整備

支援

教育訓練給付制度

キャリア形成促進助成金

支援

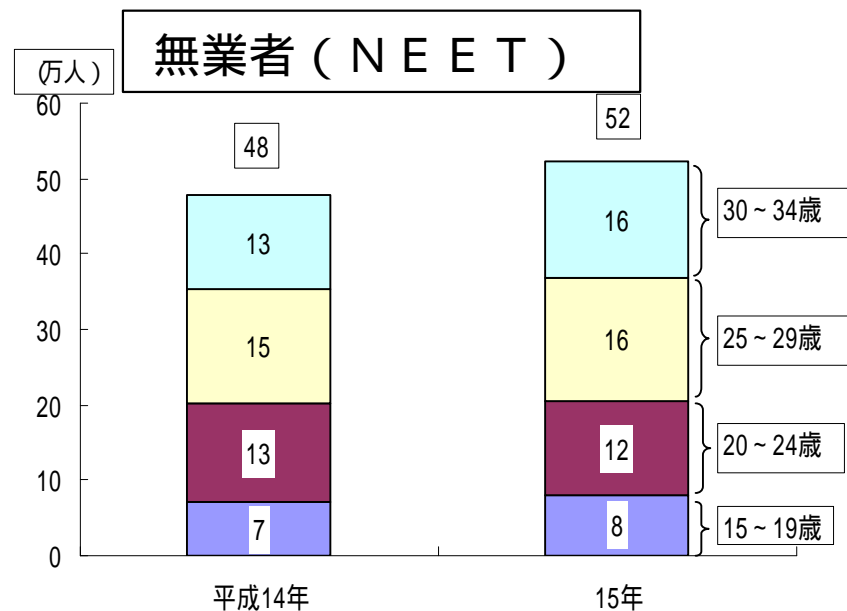
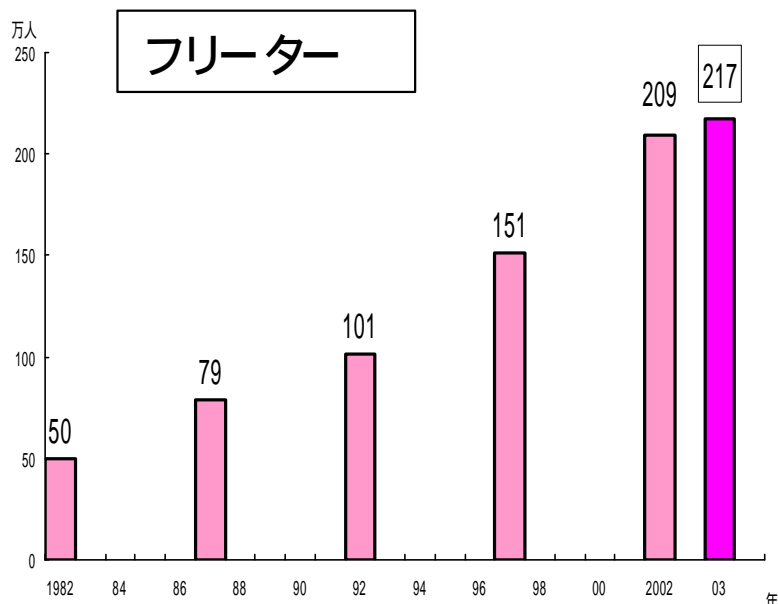
企業内訓練

企業による自己啓発支援



就業

フリーター・無業者の増加



【注】

フリーターとして、15～34歳の者(女性については未婚の者)であって、現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者、現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者、を集計。

【資料出所】厚生労働省「平成16年版 労働経済の分析」

資料出所 【注】

非労働力人口のうち卒業者かつ未婚であり、通学や家事を行っていない者について集計した。

【資料出所】

総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」を厚

生労働省にて特別集計

NEET Not in Education, Employment or Training

こうした若者を放置することは、本人のキャリア形成上問題であるばかりでなく、人材不足により経済成長の制約となることや担い手不足による社会保障基盤の脆弱化等社会全体への悪影響が懸念される。

若年者雇用対策の今後の方向性

働く意欲がある若者に対しては、「若者自立 挑戦プラン」を着実に実施

働く意欲が不十分な若年者、無業者 (NEET) については働く意欲を引き出す新たな取組が必要

若者の働く意欲と能力の向上のための取組の推進

(「若者人間力強化プロジェクト」(平成17年度概算要求)の主な取組)

若者の人間力を高めるための国民運動の推進

フリーター 無業者の働く自信と意欲の向上

働く自信を高め意欲を喚起・向上させるための若者自立塾の創設
民間事業者による就職基礎能力速成講座の実施

学校在学中の職業意識の形成

無償の労働体験等を通じた就職力強化事業 (ジョブパスポート事業) の創設
小中高生を対象とするキャリア探索プログラム、職場体験等の事業の拡充

ものづくり立国の推進

子供から大人までものづくりに親しむ社会の形成と若者のものづくりへの挑戦の支援

主な施策の概要

若者自立塾

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与するため、「若者自立塾」を創設する。

就職基礎能力速成講座

民間事業者を活用して、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を10日間程度で実施し、早期の就職促進を図る。

ものづくり立国の推進

工場、民間・公共の訓練施設等の親子等への開放促進、ものづくり技能に関するシンポジウムの開催、若年者によるものづくり技能競技大会の実施等を通じ、ものづくりに親しむ社会を形成し、その基盤の上に熟練技能の一層の高度化を図る。

日本版デュアルシステム

企業における実習と教育訓練機関における座学を平行して行うことにより一人前の職業人を育成する。

個人の選択を機能させた若年者の能力開発施策の拡充

(平成17年度概算要求)

民間委託による、無料の若年者向け実践的職業訓練の枠を拡大

- ・2年間で倍増。(約1.5万人(H15) 約2.5万人(H16) 約3万人(H17))
若年者が自らコースを選択。

ジョブカフェで無料の職業訓練の受付を開始

本人の選択を尊重した職業訓練機関の選定

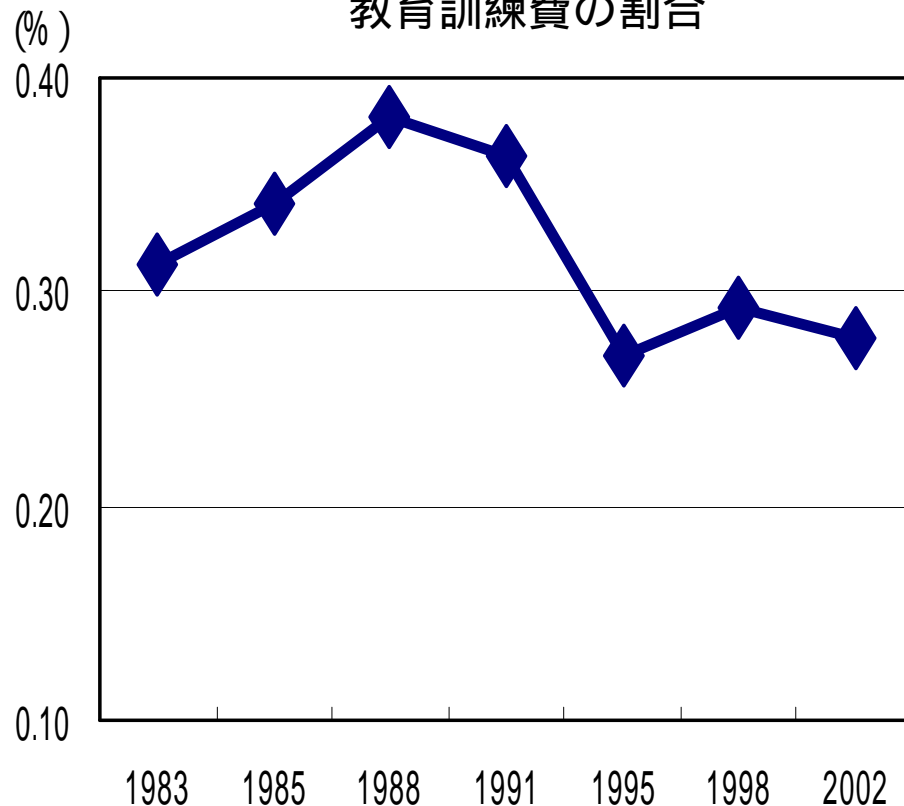
- ・ハローワーク等は、職業訓練内容の助言をした上で、原則として本人の選択を尊重。

ジョブカフェ・ハローワーク等を気軽にかつ、積極的に利用できる環境づくり

- ・若年者ジョブサポーターによる学校を訪問しての利用案内や同行来所。
- ・フリーター等の集まる場所への出前型ヤングジョブスポットによる周知、利用勧奨。

企業内訓練の促進

労働費用 (現金給与総額を含む) に占める
教育訓練費の割合



企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、キャリア形成促進助成金により、企業内訓練の実施を支援

中小企業等自社のみでは必要な訓練を実施できない企業を、公共職業訓練の実施 (在職者訓練) 訓練施設の提供により支援。

出所：厚生労働省「賃金労働時間制度等総合調査」2003年
(1983年は同省「労働者福祉施設制度等調査」、2002年は同省「就労条件総合調査」)

自己啓発の支援

- ・労働移動の増大、雇用形態の多様化等の経済社会の変化の中、労働者が主体的に職業能力開発に取り組むことが必要になってきている。
- ・こうした状況を踏まえ、労働者個人の主体的な能力開発を支援。

キャリア・コンサルティングの普及・促進

平成14年度以降官民合わせて5年間で5万人のキャリア・コンサルタントの養成を目標

職業能力評価制度の構築

業界団体等との連携の下、職業能力評価基準を策定

職業能力開発情報の総合的・体系的提供

e ラーニングに関する情報を含め、職業能力開発関連情報の提供

教育訓練給付制度

労働者の自己啓発費用の一部を補助

キャリア形成促進助成金

労働者の自己啓発を支援する企業を支援